

## 指定団体制度の評価と課題

2016年10月18日

株式会社 MMJ

代表取締役 茂木修一

9月26日の酪農法人会のホクレンとの意見交換会での酪農部長の答弁が印象的である。実質運送補填という費用をホクレンのプール乳価から生乳単価の値引きという方法で控除している。

明らかな契約違反である、と同時に制度の枠を超えた行為だ。

最大の指定生産者団体でありながら、生乳市場を製品の安価な流出という形で大きく乱している。

生乳を計画的に配乳することで末端市場を安定させ、生産者は一定の乳価で一元的に管理されながらも安心して酪農経営に励める、という指定団体の大前提を自ら破壊する行為である。

ホクレンは開示していた。と言うがほとんどの組合長、組合員は知らない(注1)

この運送補填に対抗するため、東北生乳販(岩手県酪)、九州生乳販でもおこなうようになった(平成22年頃)。

製品への運送補填自体は昭和の時代からというから約30年もの間、農家を欺いていたことになる。その証拠にほとんどの乳業は運送補填の事実を口止めされていた。

農水省が描いた計画経済による生乳と牛乳、乳製品の需給調整計画は30年前に既にほころび始めていたのである。

ホクレンは実質、国産バター製造量をコントロールし慢性的な売り手市場を作っている。

更に、こうした消費動向の操作により、末端価格はこの5年ほどで4割も上がった。ところがこの値上がり分はバター向け生乳価格に反映されていない。

この実態の受益者はバター製造メーカーであり、その元卸業者であろう。

これでは農家の生産意欲が湧くはずがない。

ホクレンの加工向け乳価		
	乳価(税別)	改定
19年度	57.96	
20年度	62.96	5円値上げ、更に期中改定、21年3月から4円上げ
21年度	66.96	
22年度	66.96	
23年度	67.96	1円上げ
24年度	70.96	3円上げ
25年度	70.96	
26年度	72.46	1.5円上げ
27年度	74.46	2円上げ
28年度	74.46	

指定団体制度は日本の牛乳、乳製品消費が急速に伸びる際に生産者サイドと消費を安定的につなぐ役割を果たした。生乳は不足しても、余剰しても長距離移送や品質の不具合からの食の安全が問題になる。

しかし、現在のように安定的な消費になっても 50 年前の制度を続ける必要は見当たらない。かえって、制度が規制を生み、利権と業界の膠着が目立つ。

輸出に向けた制度改革と自由な市場経済の導入が急務と考えられます。

必然的に現在のような一物多価の固定価格での計画経済を基本にした共販体制は根本的に改める必要がある。

(注 1)

昭和 60 年に販売員会にかけたというのが、販売委員会などで決定できる内容ではない。

又、当時の議事録、議事資料が開示されていない。

以上